

令和 7 年度  
包括外部監査結果報告書  
(概要版)

「市税の賦課・徴収に関する事務の執行及び管理の状況について」

堺市包括外部監査人  
公認会計士 後藤 英之

# 令和7年度包括外部監査報告書

## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3 監査対象年度	1
4 監査対象部局	1
5 監査の実施期間	1
6 包括外部監査人及び補助者	1
(1) 包括外部監査人	1
(2) 補助者	2
7 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	2
8 包括外部監査の方法	3
(1) 監査の視点	3
(2) 主な監査手続	3
9 利害関係	3
10 監査結果の記載方法	3
<b>第2 外部監査の結果</b>	<b>4</b>
1 市税の概要	4
(1) 税務機構	4
(2) 堺市の税目別調定額	6
2 指摘、意見及び要望の一覧	8
(1) 税業務全般	8
(2) 法人市民税	8
(3) 個人市民税	9
(4) 固定資産税（土地）	9
(5) 固定資産税（家屋）	14
(6) 固定資産税（償却資産）	14
(7) 事業所税	15
(8) 市たばこ税	15
(9) 軽自動車税	15
(10) 収納・滞納整理	16

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

市税の賦課・徴収に関する事務の執行及び管理の状況について

## 3 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和7年度の事務も対象にした。

## 4 監査対象部局

部局名	課名
財政局税務部	税制課
	税務運営課
財政局税務部 市税事務所	法人諸税課
	市民税課
	固定資産税課
	納税課
	税務サービス課

## 5 監査の実施期間

監査実施期間を令和7年4月1日から令和8年1月31日までの期間とし、日程は、下記を基本として、担当部・課と日程調整の上、決定した。

予備調査 令和7年4月1日～令和7年5月6日

監査の実施 令和7年5月7日～令和8年1月31日

報告書作成 令和7年10月1日～令和8年1月31日

## 6 包括外部監査人及び補助者

### （1） 包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之

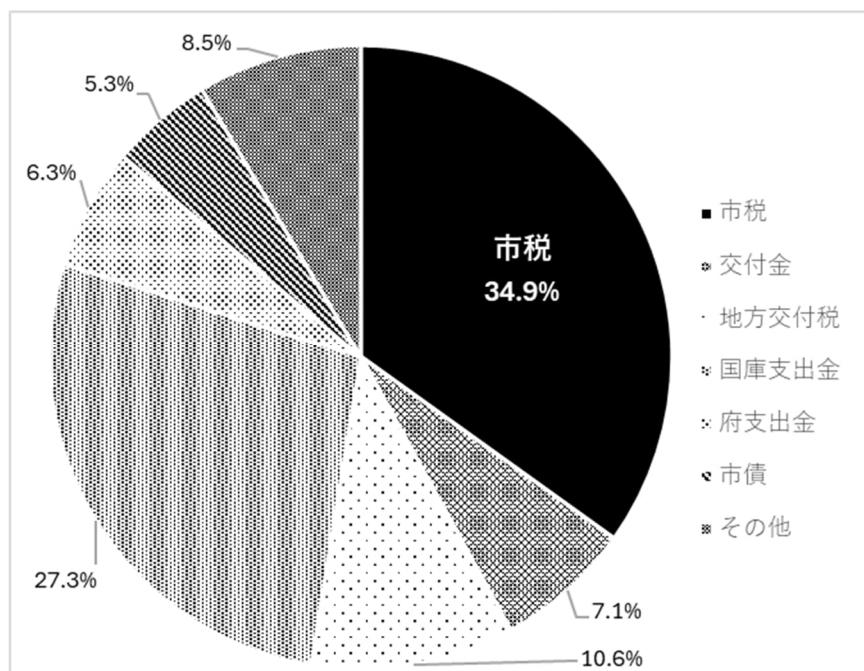
## (2) 補助者

公認会計士 松永 雄二  
公認会計士 宮本 香  
公認会計士 中出 真帆  
公認会計士 町田 菜摘美  
公認会計士 平野 貴之  
公認会計士 永田 祐司

公認会計士試験合格者 島居 幸毅  
公認会計士試験合格者 河野 優子

## 7 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

堺市の令和5年度決算において、一般会計の歳入総額の主な構成要素は以下の円グラフのとおりとなっている。一般会計の歳入総額4,502億円のうち、市税が1,570億円と3割超を占める最も重要な歳入の一つであり、堺市にとって貴重な自主財源となっている。



（出典：堺市ホームページ「令和5年度 堀市決算について」に基づき包括外部監査人が作成）

一方、堺市は令和3年2月に「堺市財政危機宣言」を発出している。その後、様々な行政改革に取り組んでこられた結果、令和5年1月に「堺市財政危機宣言」の解除を発表しているものの、令和5年度の単年度収支は3.9億円の赤字、経常収支比率は100%を超え、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状況となっている。上記状況にもかかわらず、これまで堺市では、包括外部監査のテーマとして市税が採り上げられたことがない。

市民サービスを維持するための財源確保には、市民の税負担の公平性を前提とした徴収率の向上を図るとともに、効果的かつ効率的に市税の徴収事務を行うことが重要であることから、特定の事件として選定する。

## 8 包括外部監査の方法

### (1) 監査の視点

主な監査の視点は以下のとおりである。

- ・ 市税の賦課・徴収事務が、法令や条例等に基づいて適正に執行されているか
- ・ 市税の賦課・徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか
- ・ 市税の賦課・徴収が効率的に行われているか
- ・ 市税の賦課・徴収事務の実施に際し、誤りや不正が生じないよう未然に防止するなどの仕組みがあり、有効に機能しているか
- ・ 未収となった原因が的確に把握され、未収金の徴収事務や不納欠損処理が適切に実施されているか

### (2) 主な監査手続

主な監査の方法は以下のとおりである。

- ・ 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・ 内部管理資料等の閲覧
- ・ 比率分析等の分析
- ・ 関係帳票及び証拠書類との照合

## 9 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 10 監査結果の記載方法

監査の結果については、堺市監査委員による監査結果に係る指摘事項等の取扱いに関する基準である「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」に準拠して、原則として、以下のとおり「指摘」、「意見」、「要望」に書き分けている。

**【指摘】** 法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

**【意見】** 事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（地方自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その他、法令、基準等には違反するとは認められないが、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から、事務処理上改善する必要があると認められるもの

**【要望】** 制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

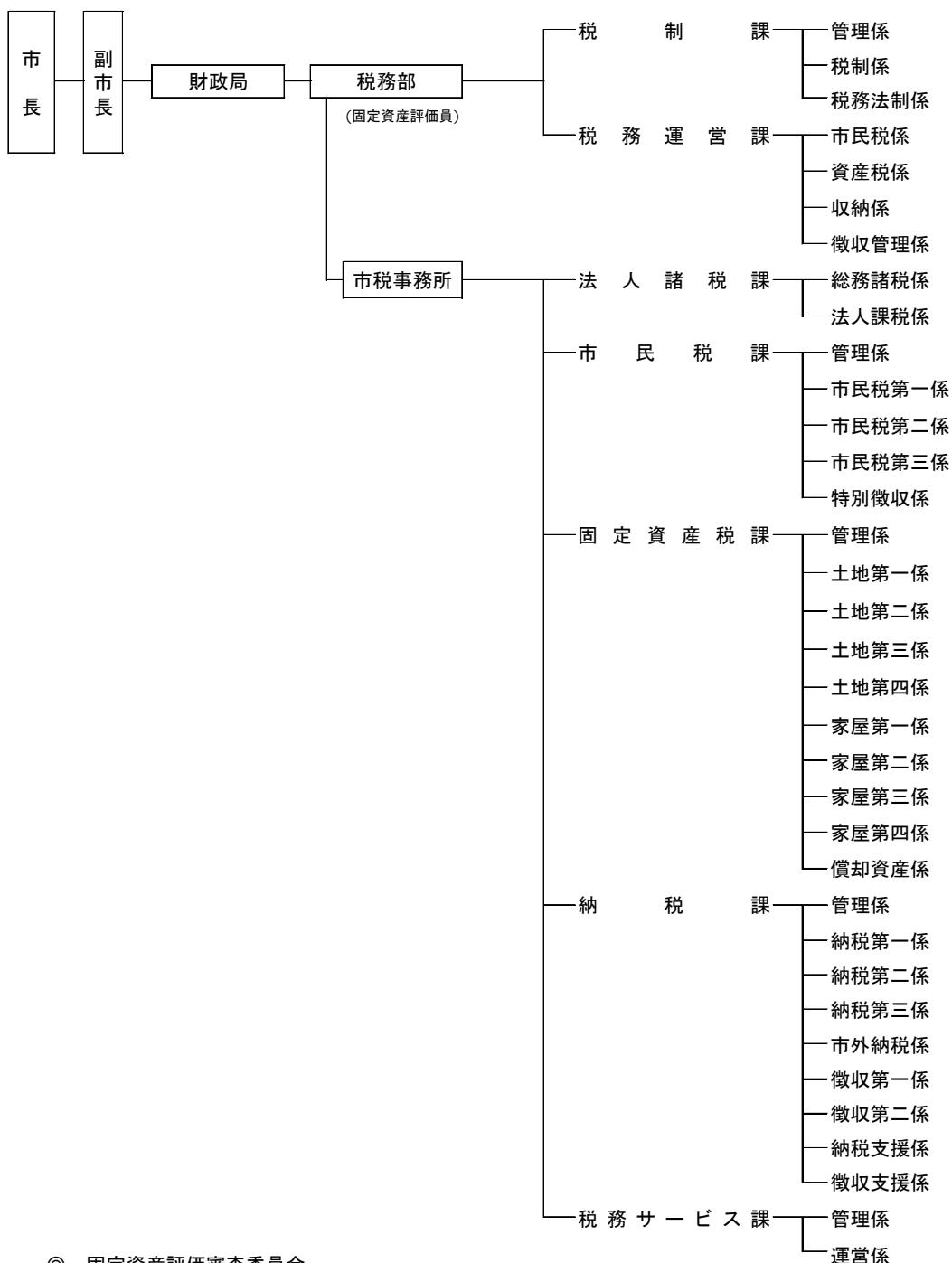
## 第2 外部監査の結果

### 1 市税の概要

#### (1) 税務機構

##### ア 組織体制

令和7年4月1日時点における税務機構の組織体制は以下のとおりである。



◎ 固定資産評価審査委員会

なお、固定資産評価審査委員会とは、市長が固定資産課税台帳に登録した評価額についての納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関である。堺市では、固定資産評価審査委員会の委員として、外部の有識者を3名選任している。

#### イ 税務職員数

令和7年4月1日時点における税務機構の職員数は、以下のとおりである。

(単位：人)

所 属	一般職 員 数										再任用等	合計職員数
	部長	課長	参事	課長補佐	主幹	係長	主査	副主査	係員	計		
税務部	2									2		2
税制課		1		1	1	3	1	5	4	16	2	18
税務運営課		1		1	2	4	1	7	14	30	4	34
市税事務所	1									1		1
法人諸税課		1		1		2	2	5	4	15	10	25
市民税課		1	1	1	3	4	2	16	17	45	12	57
固定資産税課		1	1	1	3	9	8	26	17	66	13	79
納税課		1	1	1	2	9	4	18	17	53	18	71
税務サービス課		1		1	3	1	5	7	2	20	12	32
合 計	3	7	3	7	14	32	23	84	75	248	71	319

※ 再任用等には、再任用職員、会計年度任用職員を含む。人材派遣は含めていない。

法人諸税課及び税務サービス課について、再任用等の比率が高い。主な要因として、法人諸税課については、申告書等の受付や受付後の課税資料の税総合電算システム入力、申告書等の発送など、事務補助者でも可能な事務が相当量通年で発生するため、会計年度任用職員で対応しているためである。

また、税務サービス課については、様々な税目の窓口対応や適切な課税、納税担当への取次ぎを担うため、幅広い税の知識を有する職員を配置する必要があることから、税経験の豊富な再任用職員等を活用しているためである。

#### ウ 税務職員平均年齢等

令和7年4月1日時点における税務職員の課別の平均年齢等は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	平均年齢 (歳)
税務部						

税制課	0	1	7	4	4	42.9
税務運営課	0	7	9	7	7	39.3
市税事務所						
法人諸税課	0	1	4	6	4	42.5
市民税課	0	7	13	12	13	41.9
固定資産税課	0	11	8	23	24	44.5
納税課	0	11	12	15	15	41.8
税務サービス課	0	0	3	4	13	50.9
計	0	38	56	71	80	43.1

※ 再任用職員、会計年度任用職員を除く。

上表のとおり、課によってばらつきはあるものの、税務部及び市税事務所全体をみると、20歳以上50歳未満の職員のうち、20歳以上30歳未満が最も少なく、年代が上がるほど職員数が多くなっている。

## (2) 堺市の税目別調定額

### ア 令和6年度一般会計歳入決算額

堺市における令和6年度の一般会計歳入決算額の内訳は以下のとおりとなつてゐる。

(単位：百万円)

款 名		決算額	構成比
1	市税	156,531	32.8%
2	地方譲与税	2,049	0.4%
3	利子割交付金	133	0.0%
4	配当割交付金	1,474	0.3%
5	株式等譲渡所得割交付金	1,939	0.4%
6	分離課税所得割交付金	169	0.0%
7	法人事業税交付金	2,485	0.5%
8	地方消費税交付金	20,059	4.2%
9	ゴルフ場利用税交付金	136	0.0%
10	環境性能割交付金	714	0.2%
11	軽油引取税交付金	6,076	1.3%
12	国有提供施設等所在市町村助成交付金	9	0.0%
13	地方特例交付金	5,682	1.2%
14	地方交付税	56,599	11.9%
15	交通安全対策特別交付金	215	0.1%
16	分担金及び負担金	3,217	0.7%
17	使用料及び手数料	5,426	1.1%

款 名		決算額	構成比
18	国庫支出金	128,279	26.8%
19	府支出金	29,860	6.2%
20	財産収入	5,058	1.1%
21	寄附金	1,633	0.3%
22	繰入金	7,043	1.5%
23	繰越金	8,246	1.7%
24	諸収入	8,189	1.7%
25	市債	26,702	5.6%
合 計		477,935	100.0%

上表のとおり、令和6年度においては、156,531百万円（32.8%）が市税収入となっており、一般会計歳入決算額合計477,935百万円のうち、最も高い割合を占めることが分かる。

#### イ 過去5年間の調定額の推移

堺市における過去5年間の市税の税目別調定額は次の表のとおりとなっている。

(単位：百万円)

税目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人市民税	62,832	61,696	63,335	63,990	61,260
法人市民税	9,027	8,959	11,189	9,273	10,680
固定資産税	59,075	58,758	59,311	60,208	61,323
国有資産等所在市町村交付金	878	895	891	884	889
軽自動車税	1,383	1,425	1,487	1,510	1,564
市たばこ税	5,476	5,762	6,178	6,110	6,093
特別土地保有税	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0
事業所税	5,246	5,267	4,939	5,679	5,069
都市計画税	10,964	10,952	11,132	11,341	11,545
調定総額	154,885	153,718	158,465	159,000	158,429

上表のとおり、堺市の調定総額は増加傾向にある。令和2年度調定額と令和6年度調定額を比較すると、増加額は3,544百万円であり、増加割合は2.2%程度となっている。

税目別で見た場合、法人市民税の増加(1,653百万円)及び固定資産税の増加(2,248百万円)が大きな要因となっていることが分かる。法人市民税の増加は企業業績好調

等によるものであり、固定資産税の増加は地価上昇や新增築家屋の増加、家屋評価額の減価の減少によるものである。

## 2 指摘、意見及び要望の一覧

### (1) 税業務全般

#### 【意見 1】申告書の確認をするためのチェック体制

申告納付制度又は申告書の提出を受ける税目において、申告書の不備等を発見するチェック体制が税目により異なっていた。

事務手続の明確化や均一化の観点から、チェックリストを作成しているが活用が不十分な税目については活用を、チェックリスト、マニュアル等を作成していない税目については申告書確認のためのチェックリスト、マニュアル等の作成を検討されたい。

#### 【要望 1】電子申告等の更なる促進について

堺市では地方税ポータルシステムの「eLTAX」（以下「エルタックス」という。）の利用拡大のため、周知活動を行っているが、エルタックスを利用することによる利用者へのメリットを強調する等の施策を実施し、エルタックス利用率の更なる向上に努められたい。

### (2) 法人市民税

#### 【意見 2】「設立・設置申告書」及び「異動申告書」の入力チェック

職員が税総合電算システムとの一致を確認する場合には、責任の所在を明確にする観点から、税総合電算システムとの一致を確認した都度、法人等から提出された「設立・設置申告書」及び「異動申告書」に署名や押印等の確認者が特定できる証跡を残すことを検討されたい。

#### 【意見 3】未申告法人等の調査

未申告法人等の調査に当たり、大阪府税事務所からの「課税標準額通知」が到着していないことの確認は、到着すれば賦課事務を執行するため未申告法人等の調査票には抽出されないこと、また、これまでこの確認が課税捕捉に結びついたことはないとのことであったことから、限られた人員と時間の中で事務を進めていくためにも取りやめを検討されたい。

#### 【意見 4】資本金等の記載がない確定申告書

資本金等の額は法人市民税の均等割額の基準となる重要な情報であるため、確定申告書において空欄になることがないように法人等への周知をされたい。

#### 【要望 2】従業者数の記載に係る問合せの実施

従業者数の記載が漏れている又は従業者数の合計が税額に影響を及ぼす可能性があると考えられる確定申告書については、従業者数の問合せを行うことを検討されたい。

### (3) 個人市民税

#### 【意見 5】「市民税・府民税申告書」の入力チェック

市民税課の職員が入力点検シートを用いて、申告書の情報と申告支援システムへの入力情報との一致を確認し、入力点検シートに署名するルールとなっているが、申告書と入力情報との一致を確認した職員の署名がない入力点検シートが複数発見された。

申告書の申告支援システムへの登録は重要であり、責任の所在を明確にする観点から、点検した職員の署名を記載されることを徹底されたい。

#### 【意見 6】事業所均等割課税対象者の特定条件

堺市では、事業所均等割課税対象者の特定について、一定の条件で事業所均等割課税対象者を特定し、納税通知書を送付している。

課税対象者の特定条件として以下の全てに該当した場合には抽出されない条件となっていた。

- a 堺市又は堺市にある税務署に開業届や課税資料が提出されていない
- b 事業所の所在地が堺市であるが、堺市に住民登録がない
- c 新規事業所又は過去に堺市で課税実績がなく青色申告決算書を堺市外の税務署で提出している事業所（他市回送分を除く。）

現状の条件としている理由は、課税対象者を特定し、効率的に課税捕捉を行うためであるが、上記条件に該当する事業所については、課税対象から漏れてしまうため、課税の公平性の観点から他の資料からも課税対象者の特定をすることを検討されたい。

### (4) 固定資産税（土地）

#### （ア）土地及び家屋における課税明細データの突合

土地の地目・用途（地目・用途には宅地、田、畑、山林等の別に加え、宅地のうち住宅用地、非住宅用地の別も含む。以下、同様である。）及び家屋の用途・種類が適切であることを確認するため、土地及び家屋における課税明細データから任意の件数の固定資産について確認をした。

当該監査手続を実施するに当たっては、土地の地目及び家屋の用途・種類がそれぞれ以下のイレギュラーな組合せ条件で抽出されたものを調査対象に選定した。

#### （組合せ条件）

##### a 組合せ条件①

土地の地目が宅地（非住宅用地）であって、その同一所在地に専用住宅家屋が存在することとなっているもの

##### b 組合せ条件②

土地の地目が宅地（住宅用地）であって、その同一所在地に非住宅家屋（工

場、事務所、店舗等) が存在することとなっているもの

c 組合せ条件③

土地の地目が田、畠、山林であって、その同一所在地に家屋が存在することとなっているもの

組合せ条件		①	②	③
条件	家屋	専用住宅	非住宅家屋	家屋
	土地	宅地（非住宅用）	宅地（住宅用地）	田・畠・山林
調査件数		128 件	96 件	54 件

a 組合せ条件①の監査手続結果

組合せ条件①の対象について調査を実施した結果、128 件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、48 件は土地を住宅用地と非住宅用地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、80 件については発見事項があった。80 件の内容は下表のとおりである。

(表1：組み合わせ条件①の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	家屋の種類の変更登録が漏れていたもの	43 件	なし
2	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	28 件	なし
3	宅地の区分が非住宅用地ではなく併用住宅用地であったもの	4 件	あり
4	家屋の滅失登録が漏れていたもの	2 件	なし
5	土地の課税ができていないもの	2 件	あり
6	宅地の区分が専用住宅用地ではなく非住宅用地であったもの	1 件	あり
	合計	80 件	

※ 調査結果 No6 に係る監査結果については、組合せ条件②の監査結果にてまとめて記載している。

【指摘 1】 非住宅用地の認定誤り (表1 の No3 と対応)

土地の課税明細データにおいて、非住宅用地として登録されていた 4 件の土地について、実態は併用住宅用地であった。それによる、課税の影響は、令和3年度から令和7年度までの累計で、2,312,700 円の減額であった。課税の公平性の観点から正

確な住宅用地の認定を実施されたい。

**【指摘 2】使用者課税の未実施（表 1 の No5 と対応）**

堺市では、地方税法第 343 条第 5 項に基づき、使用者課税を実施しているが、今回の調査において、相続人不存在又は土地所有者不明により課税ができていない土地が 2 件あり、課税への影響は、令和 4 年度から令和 7 年度までの累計で、399,400 円の増額であった。

今回の調査で発見した土地については、監査での指摘後、速やかに現場確認と関係者への聞き取り調査を実施し適正課税を実施されているが、同様のことがないよう適正な事務執行を実施されたい。

**【意見 7】家屋の種類の変更登録漏れ（表 1 の No1 及び表 2 の No1 と対応）**

家屋の課税明細データにおいて、家屋の種類が店舗であるにもかかわらず居宅として登録されている等、家屋の種類が実態と異なる内容が 87 件発見された。

課税に影響があるものはなかったが、家屋の種類の変更によって土地の住宅用地認定に変更が生じた場合、土地の固定資産税に影響を及ぼすこととなるため、家屋の種類の変更について適時適切な把握及び家屋（補充）課税台帳への登録を実施されたい。

**【意見 8】家屋の所在地番の登録誤り（表 1 の No2、表 2 の No4 及び表 3 の No2 と対応）**

家屋の課税明細データにおいて、家屋の所在地番が実態と異なっているものが 38 件発見された。家屋の所在地番は、課税額に影響はないものの課税の元となる基礎情報であり、納税者に通知する「固定資産の課税明細書」に記載される情報であるため、適時適切な登録を実施されたい。

**【意見 9】家屋の滅失登録漏れ（表 1 の No4 及び表 3 の No3 と対応）**

家屋の課税明細データにおいて、家屋の滅失登録漏れが 3 件発見された。毎年実施している航空写真の情報等を活用し、適時適切な登録を実施されたい。

**b 組合せ条件②の監査手続結果**

組合せ条件②の対象について調査を実施した結果、96 件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、16 件は土地を住宅用地と非住宅用地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、80 件については発見事項があった。80 件の内容は下表のとおりである。

(表2：組合せ条件②の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	家屋の種類の変更登録が漏れていたもの	44件	なし
2	宅地の区分が専用住宅用地ではなく併用住宅用地であったもの	20件	あり 2件 なし 18件
3	宅地の区分が専用住宅用地ではなく非住宅用地であったもの	6件	あり
4	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	5件	なし
5	家屋の用途登録が誤っていたもの	5件	なし
	合計	80件	

※ 調査結果 No1, 4 に係る監査結果については、組合せ条件①の監査結果にてまとめて記載している。

#### 【指摘3】住宅用地の認定誤り（表1のNo6及び表2のNo2、No3と対応）

土地の課税明細データにおいて、専用住宅用地として認定されていた27件の土地について、実態は併用住宅用地であったものが20件、非住宅用地であったものが7件発見された。そのうち、課税額に影響のあったものは9件であり、課税への影響は、令和3年度から令和7年度の累計で2,816,000円の増額であった。

課税の公平性の観点から正確な住宅用地の認定を実施されたい。

#### 【意見10】家屋の用途登録の誤り（表2のNo5と対応）

家屋の課税明細データにおいて、家屋の用途が居宅であるにもかかわらず酪農舎として登録されている等、家屋の用途が実態と異なる内容が5件あった。

いずれも課税額への影響はなかったが、家屋の用途は年度ごとの評価額を算出するうえで重要な情報であるため、適切な用途登録を徹底されたい。

#### c 組合せ条件③の監査手続結果

組合せ条件③の対象について調査を実施した結果、54件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、43件は土地を「田」「畑」「山林」と宅地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、11件については発見事項があった。11件の内容は下表のとおりである。

(表3：組合せ条件③の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	土地の地目誤り	5件	あり
2	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	5件	なし

3	家屋の滅失登録が漏れていたもの	1件	なし
	合計	11件	

※ 調査結果 No2.3 に係る監査結果については、組合せ条件①の監査結果にてまとめて記載している。

#### 【指摘 4】土地の地目誤り（表 3 の No1 と対応）

土地の地目が「田」「畑」「山林」で課税されているにもかかわらず、実態は宅地であったものが 5 件発見された。課税への影響は、令和 3 年度から令和 7 年度までの累計で、535,800 円の増額であった。

課税の公平性の観点から正しい税額での固定資産税の賦課決定を実施されたい。

#### d 土地及び家屋における課税明細データの突合における全体的な意見

##### 【意見 11】変更等が生じた場合の届出に対する市民へのアナウンスの強化

土地の用途変更や家屋の滅失等の事由は、土地や家屋の所有者が堺市に届出を行わなければ、堺市側で適時に情報を把握することは困難であるだけでなく、調査コストもかかる。したがって、変更があった場合には速やかに堺市に届出を行うよう、堺市の SNS ツールを使用した情報発信を実施する等、市民へのアナウンスの強化を実施されたい。

##### 【意見 12】土地及び家屋における課税明細データの突合手続の実施

土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件を 3 つ設定し、それぞれの組合せ条件に該当したイレギュラーデータの調査を実施した結果、課税誤りだけでなく、多くの登録漏れや登録誤りが発見された。

今後、航空写真による手続等、現状実施している内容に加え、土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、様々な土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件での調査を実施することを検討されたい。

##### 【要望 3】土地の用途把握に対する効率的な実地調査

調査結果では土地の用途誤りが多数発見され、堺市が土地の用途を把握するために行っている手続では、土地の用途の把握が十分にできていないことが示唆される。

したがって、よりポイントを絞った調査を実施するために、法人市民税において提出された「設立・設置申告書」又は「異動申告書」や保健所が管理している「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」、「理・美容所開設届出書」、「クリーニング所開設届出書」、「公衆浴場経営許可申請書」、「旅館業営業許可申請書」、「住宅宿泊事業届出書」等の情報と土地の課税台帳を照合すること等を検討されたい。

#### **【意見 13】納税通知書の返戻件数減少のための取組の検討について**

堺市では、毎年 5 月上旬頃に納税義務者に納税通知書を送付しているが、納税義務者が転出等により所在不明の場合は納税通知書が固定資産税課に返戻される。

納税義務者が転出届を提出することなく堺市外へ転出した場合や老人ホーム等の施設へ入所した場合は、固定資産税課で納税義務者を捕捉することは困難となり、返戻原因調査が難航を極めることとなる。そこで、現在行われていない返戻件数減少のための取組を検討されたい。

#### **(5) 固定資産税（家屋）**

##### **【意見 14】管理表の作成のルール化及び管理表様式の改善**

比準評価による家屋の評価額算出のため、新築・増築等を行った所有者に対して、使用部材の調査のための調査票の郵送・回収を行っている。

調査票の郵送・回収・督促が万全に行われるようリストによる一元管理をルール化し徹底することが望まれる。

また、現在作成している管理表は、調査票の回収期限や未回収の場合の催告の状況に関する記載欄がないことから、これらの項目を追加した管理表の様式の作成を検討されたい。

##### **【意見 15】誤課税による返還金の対応について**

令和 6 年度に家屋破壊処理漏れにより 2 件の返還金が生じている。

家屋破壊処理漏れによる返還は、課税誤りが発覚したときを起算に家屋が滅失された時期まで最長で 20 年遡って返還を行うこととなる。そうすると、家屋滅失時期は返還金算定のための重要な要素であることから、その判断においては、納税者から滅失工事証明や工事の領収書等の疎明資料の入手可能性について慎重に検討されたい。

#### **(6) 固定資産税（償却資産）**

##### **【意見 16】税総合電算システムに取り込まれたデータのチェックに対する担当者の署名**

データの内容の確認業務について、担当者のチェック証跡は確認できたが担当職員を特定できる署名や押印等はなかった。

現状のルールでは担当者の署名や押印を実施することにはなっていないが、責任の所在を明確にする観点から、担当職員が特定できる署名や押印等の証跡を残すことを検討されたい。

##### **【意見 17】税務署資料や保健所資料の閲覧計画表の作成**

堺市では毎月 1 回職員が税務署に赴き、申告に疑義のある法人を抽出しているが、時間的制約により、全ての決算月の法人を確認するには数年かかる状況となってい

る。

そこで、補完として保健所の資料等を確認しているが、保健所の資料についても、時間的制約の関係上、全業種を確認するには数年かかる状況となっている。

地方税法第17条の5第5項において、固定資産税に係る賦課決定は、「法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない」ことを踏まえると、確実に4年以内には全決算月の法人を網羅的に確認することが望ましいところ税務署資料を確認する閲覧計画表は作成されていない。網羅的な調査を計画的に行うために、税務署資料閲覧計画表を作成することを検討されたい。

また、税務署資料の補完の役割を担っている保健所資料の閲覧についても適切な期間内に資料を確認して調査を実施することが望ましい。調査対象の法人を計画に基づき漏れなく確認するために、税務署資料の閲覧計画を考慮した上で、保健所資料閲覧計画表も併せて作成することを検討されたい。

#### **【意見18】税務署資料を閲覧する法人選定基準や指針の文書化及び標準化**

税務署資料を閲覧する法人の選別においては金額基準等を設けておらず、明文化されていない。

税務署資料の調査対象の抽出は重要な作業となるため、選定の基準や指針を業務フローに文書化して明確にし、標準化することを検討されたい。

#### **(7) 事業所税**

##### **【意見19】マニュアルの共有**

ノウハウや経験を継承し、担当者の変更等に備えるために、組織的かつ継続的な手続の実施を確立、維持するよう、課税客体を確認するための詳細なマニュアルを書面にて共有することを検討されたい。

#### **(8) 市たばこ税**

##### **【要望4】質問検査権の行使基準について**

事業者への調査権について、例年と比較して疑義がある場合には調査を実施することとなっているが、疑義があると認める基準がルールとして定められていないため、事前に基準について検討を実施することが望まれる。

#### **(9) 軽自動車税**

##### **【要望5】納税通知書の作成・発送業務の委託先について**

納税通知書の作成・発送業務は納税者に納付書を発送する等、納税者に対する直接的な影響が大きいことから、仕様書どおりの業務が確実に履行できているかという観点はもとより、情報セキュリティの観点からも、数年に一度は委託先へ検査を実施することを検討されたい。

## (10) 収納・滞納整理

### 【意見 20】差押財産の取立ての目安や判断基準等の整備

令和 6 年度の預貯金、生命保険取立未了リストを閲覧したところ、平成 30 年から滞納している市税が確認された。当該滞納債権に対して滞納者が加入している生命保険の差押えを実行しているにもかかわらず、国税徴収法基本通達を考慮し、換価されず長期にわたって差押えの状態が継続していた。

課税の公平性を担保しつつ、滞納市税の回収を効果的に進めるため、納税課職員の経験・判断のみに委ねるのではなく、差押財産の取立ての目安や判断基準等を整備することを検討されたい。